

平成22年10月28日  
内閣府(経済財政)

## 資産債務改革の経緯

平成  
17年6月

基本方針2005 (別添1)

“バランスシートの総点検”、17年秋に基本的な方針。

18年6月

17年11月

「政府資産・債務改革の基本的な方針」(経済財政諮問会議決定) (別添2)

資産規模の対GDP比を今後10年で概ね半減(長期的な目安)。

行政改革推進法 (別添3)

- ①資産債務のGDP比半減(努力目標、長期的な目安)。
- ②「工程表」を財務大臣が公表(18年度中)。

18年9月

18年6月

資産債務等専門調査会

資産債務等専門調査会報告  
(中間整理) (別添4)

証券化の推進、国有財産の有効活用等。

18年7月

基本方針2006 (別添5)

- ①資産圧縮額140兆円(実物資産12兆円、金融資産130兆円)。
- ②専門調査会の改組、実施状況のチェック・フォロー。

19年3月

18年12月

資産債務改革の実行等に関する専門調査会

資産債務改革の「工程表」  
(財務省) (別添6)

資産140兆円圧縮のための具体的な取り組み。

19年6月

基本方針2007 (別添7)

- ①資産圧縮を専門調査会がチェック・フォロー。
- ②独法・国立大学・地公体の資産債務改革を推進。

実物資産WG

金融資産WG

独立行政法人WG

「国有財産の有効活用に関する報告書」(19年6月、財務省) (別添8)  
「宿舎・庁舎の跡地の有効活用の基本方針」(19年11月、財務省) (別添9)

「独立行政法人の資産債務改革について」(19年11月中間取りまとめ) (別添10)  
「独立行政法人整理合理化計画」(19年12月閣議決定) (別添11)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(抄)  
(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

1. 資金の流れを変える

(3) 政府の資産・債務管理の強化－“バランスシートの総点検”－

「小さくて効率的な政府」を実現するには、政府が持つ資産・債務の管理の強化が必要である。

このため、国有財産等の政府資産について最大限の有効活用を行い、国債等の債務についても管理を充実させることを目指し、政府の資産・債務管理を強化して、“バランスシートの総点検”を進める。その第一歩として、関係省庁の連携の下、経済財政諮問会議において、資産・債務の管理の在り方について検討を行い、平成 17 年秋を目途に基本的な方針を明らかにする。

## 政府資産・債務改革の基本的な方針

平成 17 年 11 月 29 日  
経済財政諮問会議

政府資産・債務改革は、「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮するために、欠くことができない。今後とも、これまでの財政投融资改革による財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、歳出削減の継続、売却可能な国有財産の売却促進等により、政府の資産・債務規模の圧縮を行う。特に、特別会計改革及び政策金融改革と連動させ、国のバランスシート全体の位置づけの中で積極的に推進する。また、資産・債務の管理のあり方についても、民間の視点・技法をも積極的に活用しつつ、見直しを進めるとともに分かり易い情報開示のあり方を工夫する。これにより、政府資産がスリム化され、国の財政に寄与するとともに、内在する金利変動等のリスクも軽減される。

## 1. 政府の資産・債務規模の縮減について

- (1) 政府資産については、真に必要な部分のみを厳選して保有する。
- (2) 政府の資産規模の対名目GDP比を、今後 10 年間で概ね半減させるといったような長期的な目安を念頭におきながら資産のスリム化を進める。  
注) 一定の政策目的のために保有している外為資金・年金寄託金等及び売却困難な道路・河川等の公共用財産はスリム化の対象としないが、それぞれの政策目的に照らして、資産を合理的に管理する必要がある。
- (3) 売却可能な国有財産について一層の売却促進に努める。
- (4) 明確な必要性がない剰余金・積立金については、国債残高の抑制等を図り国民負担の軽減につなげるために活用する。

## 2. 資産・債務管理の課題

- (1) 時価に基づく売却収入、ならびに機会費用を考慮し、国有財産の売却可能性を検討する。
- (2) 国有財産の証券化については、対象資産の種類とリスク分散の仕組みや国民負担軽減の観点から検討する。貸付金の証券化についても、幅広い観点からその適否を検討する。
- (3) 国有財産の管理に当たっては、民間有識者・専門家の知見を十分に取り入れるなど所要の制度的枠組みを整える。
- (4) 国有財産の管理処分が一層効率的に行える法改正を行う。
- (5) 民間有識者・専門家の知見を引き続き十分に取り入れながら、専門家集団としての一層の向上など公債の管理政策の一層の充実を図る。

### 3. 早急に対応すべき課題

#### (1) 国有財産の有効活用・民間活用の促進

既存庁舎等の使用について、省庁横断的な調整・監査をこれまで以上に強力に実施し、無駄な使用を解消する。一棟全体が不用となった庁舎等は、速やかに民間等に売却するとともに、一部に余剰が生じた庁舎等については、余剰部分を民間等に貸し付けることができるようにする。

また、新たに庁舎等を取得する場合においては、保有と賃借のいずれが有利かを厳密に検証し、選択する。

#### (2) 国有財産の売却の促進

物納財産等の未利用国有地については、積極的な売却努力をする。不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行い早期に売却できるよう、条件整備をする。また、未利用国有地の売却までの間、民間による暫定活用を推進する。

国有財産の高度利用・民間活用、売却促進を強力に推進するため、次期通常国会に国有財産法等の改正案を提出する。

### 4. 国民への説明責任

財務省は改革の方向と具体的施策を明らかにするため、18年度内に、工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告する。

### 5. 地方における取組み

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律  
(平成十八年六月二日法律第四十七号)

第二章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第五節 国の資産及び債務に関する改革

(趣旨及び基本指針)

第五十八条 国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金の残高の縮減を維持し、歳出の削減を徹底するほか、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。)の売却、剰余金等(決算上の剰余金及び特別会計における積立金をいう。以下同じ。)の見直しその他の措置を講ずることにより、国の資産(外国為替資金特別会計法第一条に規定する外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産その他これらに類する資産を除く。次条において同じ。)の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。

2 政府は、前項の改革の推進に資するため、次に掲げる原則により財政運営に当たるとともに、国民の理解を深めるため、これらの原則に関連する情報を積極的に公表するものとする。

- 一 将来の国民負担を極力抑制すること。
- 二 市場金利の変動その他の要因が財政運営に与える影響を極力抑制すること。
- 三 国の債務の残高を抑制すること。
- 四 剰余金等が過大とならないようにすること。

(国の資産の圧縮)

第五十九条 政府は、平成二十七年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度末における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 国の資産の保有の必要性を厳格に判断すること。
- 二 売却が可能と認められる国有財産の売却を促進すること。
- 三 過大と認められる剰余金等については、国債総額の抑制その他国民負担の軽減に資するため、その活用を図ること。

(国の資産及び債務の管理の在り方の見直し)

第六十条 政府は、国の資産及び債務の管理に関し、次に掲げる措置を講ずるもの

とする。

- 一 国有財産については、時価により売却した場合に見込まれる収入その他の当該国有財産の保有を継続することにより得られないこととなる利益を考慮し、その売却の可能性を検討すること。
  - 二 国有財産の性質に応じ、その証券化(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第二項に規定する資産の流動化その他これに類する手法を用いて資産を譲渡し、又は信託する方法をいう。以下この号において同じ。)について、危険の分散を行うための手法の有無及び国民負担の軽減に資するか否かを見極めつつ検討するほか、国の貸付金については、幅広い観点からその証券化の適否を検討すること。
  - 三 国有財産の管理(国有財産法第一条に規定する管理をいう。)について、民間の知見を活用するための仕組みを整備するとともに、国債に関する施策について、当該知見を活用して関係職員の専門的能力を向上させ、その充実を図ること。
  - 四 国有財産について、次に掲げるところにより、その効率的な活用の促進を図ること。
    - イ 庁舎等(庁舎法第二条第二項に規定する庁舎等をいう。以下この号において同じ。)の設置に当たっては、取得及び賃借のうち有利な方法によるものとし、既存の庁舎等については、使用の状況の実地監査及び庁舎法に基づく使用調整を徹底して使用の効率化を図るとともに、余裕が生じた部分を国以外の者に貸し付けること。
    - ロ 国が利用していない国有の宅地(宅地となる見込みのあるものを含む。)について、不整形な土地の区画の変更等により売却の容易化を図るとともに、売却までの間、国以外の者に対する貸付け又は管理の委託を行うよう努めること。
- 2 政府は、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備を促進するため、当該書類を作成する基準について必要な見直しを行い、その他必要な取組を行うものとする。

(具体的内容及び手順等)

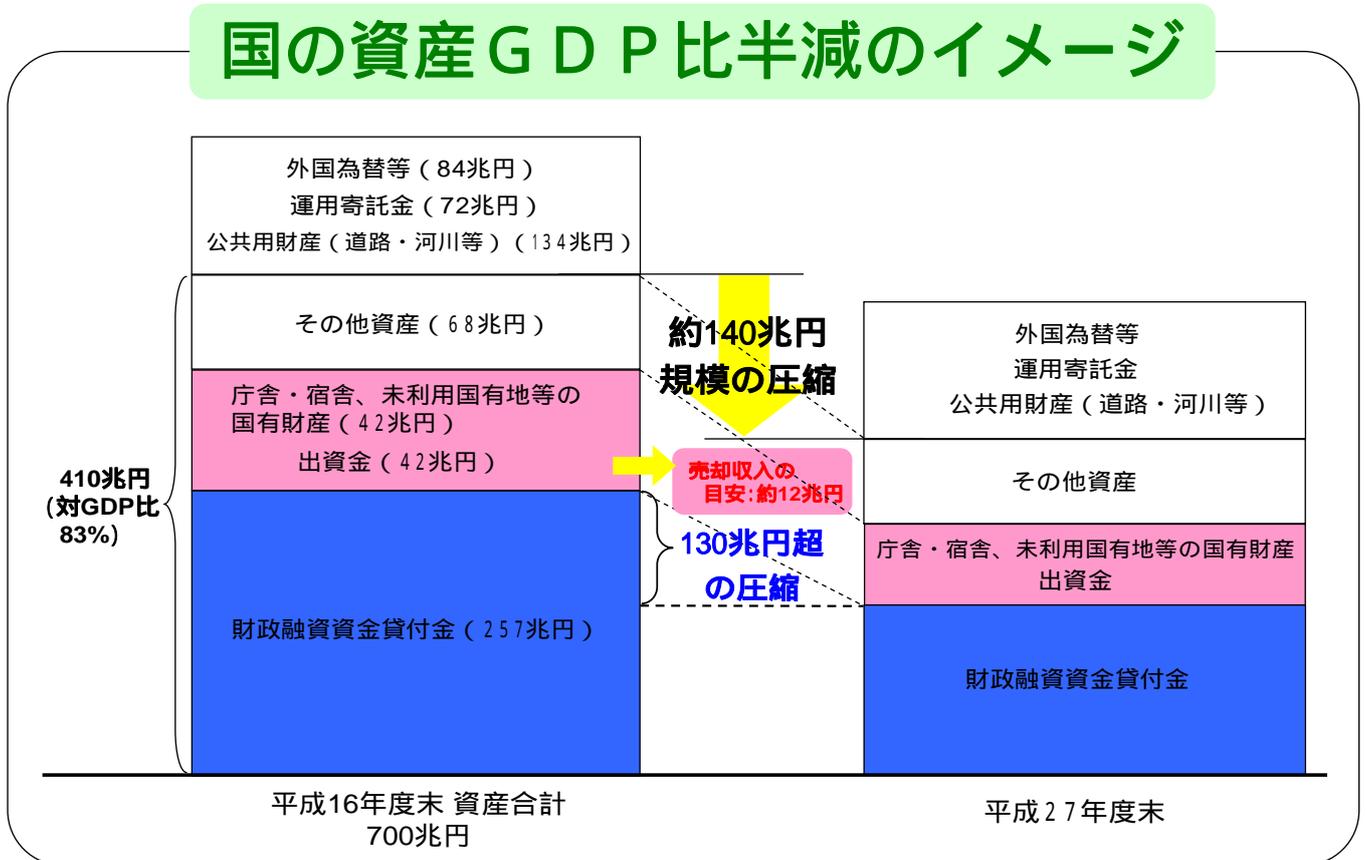
第六十一条 財務大臣は、平成十八年度中に、前二条の規定により講ずる措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表するものとする。

資産債務等専門調査会報告(中間整理)のポイント  
(平成18年9月22日 資産債務等専門調査会)

報告のポイント

- ・ 広く公的部門をとらえ(特別会計、独立行政法人、国立大学法人、地方自治体等を含む) 保有する財産について新たな目標を検討。
- ・ **宿舍・庁舎等の売却収入の目安である12兆円にとらわれず、更なる国有財産の売却・有効活用を目指す。**
- ・ 財政融資資金残高のできる限り速やかな縮減(130兆円超)が課題。**財投改革、政策金融改革と相まって、証券化等を進める必要。**
- ・ 証券化には、長期的に発生し得る金利変動リスク等を軽減するといったメリットが存在。
- ・ 政府等の広範な資産について徹底した情報提供を行った上で、民間提案を現在の利用状況を踏まえつつヒアリングするなど、民間の知見を積極的に導入する方策を検討(フル・オープン化)。ネーミング・ライツの活用も検討。
- ・ 政府等が保有する財産の売却・有効活用、特別会計改革や市場化テスト等を推進するためには、公会計の整備が必要不可欠。

国の資産GDP比半減のイメージ



経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(抄)  
(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)

第 3 章 財政健全化への取組

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(資産・債務改革)

- ・ 「行政改革推進法」に基づき、平成 27 年度末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約 140 兆円規模で圧縮する。
- ・ 国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後 10 年間の売却収入の目安として約 12 兆円を見込む。さらに、情報提供を徹底し、PFIを積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用(フル・オープン化を含む)を推進する。
- ・ さらに、財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、「行政改革推進法」等に基づく諸改革への適切な対応、政府保証の一段の活用、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後 10 年以内であわせて 130 兆円超の圧縮を実現する。
- ・ 既往の貸付金等の売却・証券化等によるオフバランス化についても民間の専門家の知見を活用して、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施する。
- ・ 経済財政諮問会議の下にある専門調査会が、資産・債務改革の実現のための具体的方策について、9月を目途に諮問会議に報告し、その後この専門調査会に、中立的な金融の専門家等民間有識者を加え、有識者会議として改組し、資産・債務改革の実施状況について公正中立な立場からチェック、フォローする。

(資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備)

- ・ 資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する。

# 国の資産・債務改革に関する 「工程表」について

平成19年3月27日

尾身議員提出資料

# 国の資産・債務改革に関する「工程表」について

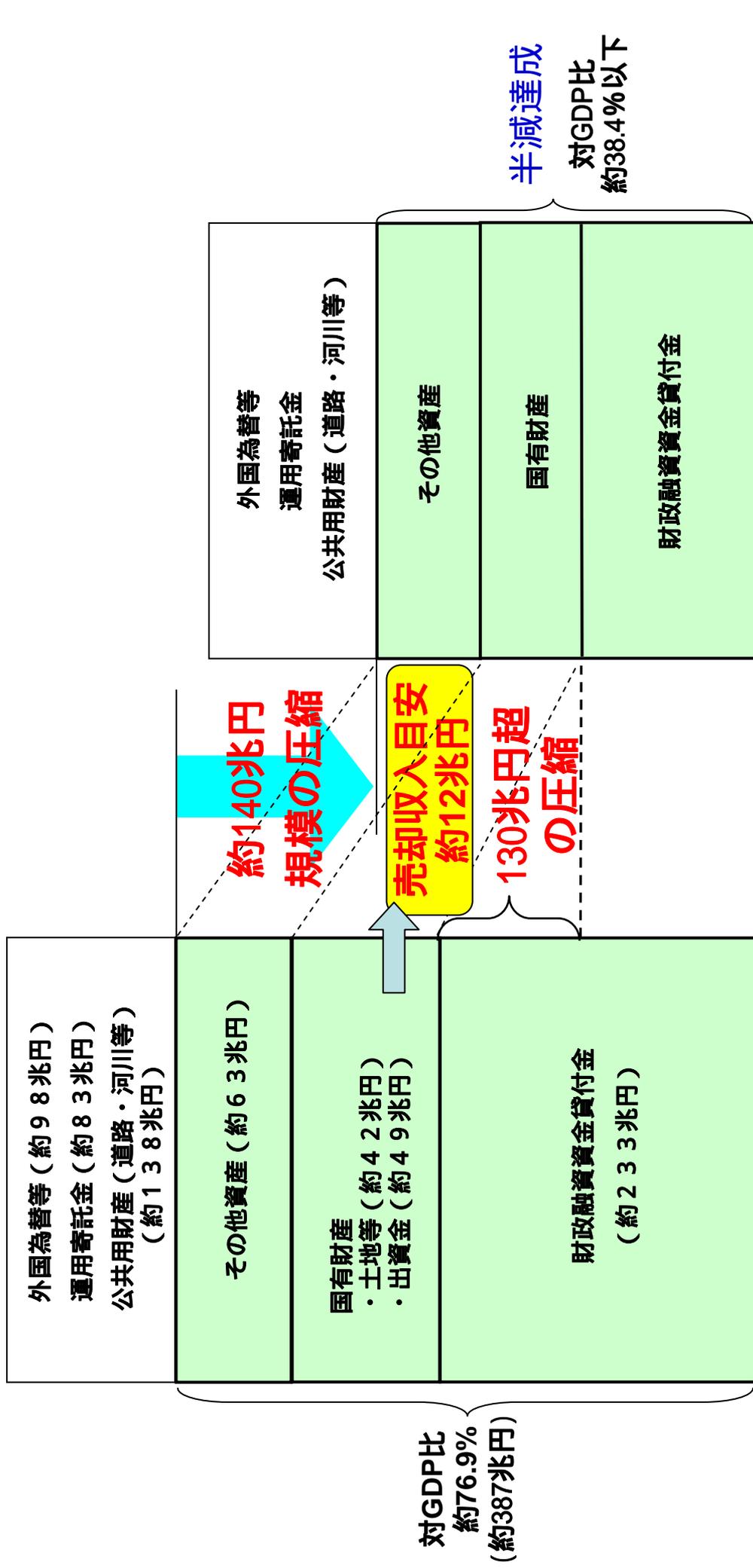
## 1. 工程表の位置付け

- 昨年7月に閣議決定された「基本方針2006」においては、「『行政改革推進法』に基づき、平成27年度末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮する」こととされた。

(注)「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月施行)は、「政府は、平成二十七年以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度末における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意」する旨規定(第59条)。

- これを踏まえ、財務省は、次頁の資産圧縮目標の達成に向け、国の資産の大宗を占める財政融資資金貸付金については130兆円超の圧縮、国有財産については約12兆円の売却収入(日本郵政(株)等の民営化法人株式：8.4兆円、未利用国有地等：2.1兆円、庁舎・宿舎：1.5兆円)を実現するための取組みを既に開始している。
- 行政改革推進法は、資産・債務改革の今後の道筋を明らかにする観点から、財務大臣に対して、平成18年度中に、関連する措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表するよう求めていることから(第61条) 今般、別紙のとおり、資産・債務改革の工程表を公表する。
- 財務省としては、今後とも、「簡素で効率的な政府」の実現に向け、経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会とも緊密に連携しつつ、本工程表に沿って資産・債務改革を積極的に推進していく。

# 国の資産圧縮目標



平成17年度末 資産合計  
約707兆円 (推計値)

平成27年度末

(注1) 行政改革推進法により、国の資産のうち「外国為替等」、「運用寄託金」、「公共用財産」は圧縮対象から除外されている。  
 (注2) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

## 2. 各政策分野における取組みの概要

### 財政融資資金貸付金残高の圧縮（平成 27 年度末までに130 兆円超の圧縮）

- 平成 19 年度財投編成では、財政融資資金貸付金を約 23 兆円圧縮。このうち、一時的要因（郵政公社向け貸付金の償還等）を除くと 10 兆円程度の圧縮となるが、こうした努力を継続すれば、27 年度末までに110 兆円程度の圧縮が見込まれる。
- 残り20 兆円程度の圧縮については、一層の重点化・効率化、証券化の積極的な実施、政府保証の一段の活用により確実に実現する方針。
- 平成 19 年度から貸付金の証券化を実施できるよう本通常国会において法的手当てを行うとともに、予算を確保（積算上の実施規模2,000 億円）。

### 国有財産の売却・有効活用（平成 27 年度末までに約 12 兆円の売却収入）

宿舎の有効活用【今後 10 年間の売却収入：約 1.0 兆円】

〔東京 23 区内の宿舎〕

- ・平成 18 年 6 月に「東京 23 区内の国家公務員宿舎移転・再配置計画」を策定し、着実に実施。
- ・今後 10 年間で325 団地から107 団地へ削減。平成 19 年度には61 団地の宿舎を廃止予定。

〔東京 23 区外の宿舎〕

- ・各財務局が検討した検討対象地域や廃止基準を「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」（以下、有識者会議）で検討し、平成 19 年 3 月 23 日に中間とりまとめを公表。
- ・今後、有識者会議において、具体的な計画案を策定。

< 検討対象地域 >

- ◇ 財政健全化への貢献のため、採算性を考慮して地価の高い地域を中心に検討し、政令指定都市又は財務局所在都市を中心に、全国で11 地域（90 市町）を検討対象地域に選定。
  - ◇ 検討対象地域内に所在する宿舎は約 6 万戸で、全国の宿舎総数約 23 万戸の 4 分の 1 強に相当。
- < 宿舎廃止基準 >
- ◇ 東京 23 区内の宿舎の移転・再配置計画を踏まえ、原則として以下の基準で廃止対象宿舎を選定。  
土地の有効利用が図られていない宿舎：法定容積率に対する利用率が 5 割未満。  
合同化・集約化に適さない小規模な宿舎：敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満。  
老朽化した宿舎：平成 27 年度までに耐用年数（RC 造で 40 年）が到来。  
その他都市再生等への活用が考えられる土地に所在する宿舎

庁舎の有効活用【今後 10 年間の売却収入：約 0.5 兆円】

〔東京 23 区内の庁舎〕

- ・ 昨年 8 月より有識者会議において精力的な議論を行い、庁舎の有効活用策を検討する際に必要となる基本的な視点と有効活用の指針を設定し、平成 19 年 3 月 23 日に中間とりまとめを公表。
- ・ 今後、中間とりまとめを踏まえ、具体的な移転・再配置計画の策定に向けた検討に着手

< 基本的視点（「5つの原則」） >

- (1) 財政健全化への貢献
- (2) 利用者利便と業務の能率性の向上
- (3) 危機管理能力の強化
- (4) まちづくりと景観の視点
- (5) 民間的手法の活用

< 有効活用の指針 >

霞が関

危機管理能力の強化、土地の経済的な有効活用、景観との調和の観点から、霞が関のまちづくりビジョンについて検討。

大手町

民間ビルの需要が高く、地価水準が高いことから、庁舎の移転・再配置により、できる限り余剰地を捻出・売却。

会議室・研修所・倉庫

利用件数が少ない会議室は廃止の上、共用化を推進。研修所や倉庫も集約共同化。

〔東京 23 区外の庁舎〕

・東京 23 区内の庁舎の移転・再配置計画策定後、宿舎における検討方法を踏まえ、検討に着手。

未利用国有地の売却・有効活用【今後 10 年間の売却収入：約 2.1 兆円】

- ・昨年 4 月に国有財産法を改正して、交換制度を拡充するなど未利用国有地等の売却を促進する制度的枠組みを整備。
- ・平成 19 年度は、国有財産の土地売払代（財務省主管一般会計歳入予算・国有財産売払収入・土地売払代）として、2,165 億円〔対前年度 349 億円増〕の歳入を計上。

政府出資の売却【今後 10 年間の売却収入：約 8.4 兆円】

- ・日本郵政(株)等の民営化された法人の株式を売却。
  - ・平成 19 年度中に日本アールコール産業(株)の株式の売却を開始。
- 平成 19 年度一般会計に、日本アールコール産業(株)の株式売払代として約 140 億円の歳入予算を計上。

### 国債管理政策の充実

- 民間有識者等をメンバーとする懇談会等を通じた市場との対話や、民間金融専門家の当局への積極的な採用を通じて得た民間の知見を活用し、施策の充実・高度化を推進。
  - 40 年の超長期債等、新たな年限の国債について、市場のニーズに応じ、適宜発行できる体制を整備
  - スワップ等の金融技術を活用する等の債務管理の強化
  - 流動性供給入札及び買入消却の実施による国債市場の流動性の維持・向上
  - 保有者層の多様化のため、個人投資家及び海外投資家による国債保有の促進
- 平成 19 年度国債発行計画は、国債発行総額について対前年度比 21.6 兆円と過去最大の減額を実現し、市場からも高い評価。

### 公会計整備の推進

- 特別会計財務書類の法定化を盛り込んだ法律案を本通常国会に提出済み。また、財務書類の一層の活用及び作成・公表の早期化に向けて検討を推進。

### 剰余金等の活用

- 特別会計の剰余金の処理についての共通ルールを盛り込んだ法律案を本通常国会に提出済み。当該法律案に基づき、平成 19 年度予算において、約 1.8 兆円を一般会計へ繰入れ。

経済財政改革の基本方針 2007  
～「美しい国」へのシナリオ～  
(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)

第3章 21 世紀型行財政システムの構築

6. 資産債務改革

ストック面から政府の効率化を促し、資産・債務の両面のリスクを縮小するとともに、資産の売却・有効活用により地域経済の活性化を図り、成長力の強化につなげる。

【改革のポイント】

1. 国の資産規模について、平成 27 年度末に対GDP比の半減を目指し、「工程表」に沿って着実に圧縮する。経済財政諮問会議に置かれた専門調査会がチェック・フォローを行い、改革を具体化する。
2. 独立行政法人、国立大学法人や地方公共団体等について、それぞれ国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進する必要がある。
3. 特別会計改革や公会計改革を資産債務改革と並行して進め、相乗効果を得る。

【具体的手段】

(1) 民間の知恵をいかした国の資産規模の圧縮

国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成 19 年内を目途に具体化を行う。また、金融資産については、財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化を進めるとともに、メリットとコストの考え方を整理しつつ民間の知見をいかした証券化を推進する。

(2) 独立行政法人、国立大学法人における資産債務改革の推進

独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進する。国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら、同様に改革を推進する。その際、民間の知見を活用しつつ、最も有効な処分を行う観点から、担当組織の設置を検討する。

(3) 地方の資産債務改革の推進

地方公共団体は、地方公社、第三セクターを含む資産債務改革について、国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進するとともに、前出の「地域力再生機構」との連携を含め、民間の知見や人材を活用する方策を検討する必要がある。

#### (4) 特別会計改革の加速

特別会計改革については、「行政改革推進法」及び「特別会計に関する法律」に沿って、特別会計の統廃合、財政健全化への寄与(20兆円程度)等を確実に実行する。特別会計の更なる統廃合に向けた検討や、実質的な歳出(平成19年度予算で11.6兆円)の更なる縮減を中心に改革を加速する。

## 国有財産の有効活用に関する報告書のポイント

### 1. 検討経過

- (1) 庁舎・宿舍について、売却・有効活用を進める観点から、徹底的に見直し。
- (2) 23区内339件全ての庁舎について、民間有識者が、現地視察や省庁・民間ヒアリング含め、精力的に議論。
- (3) 23区外の宿舍についても、各財務局に民間有識者会議を設置し、検討。  
「有効活用の基本方針」を策定。

### 2. 霞が関は売却せず、高層合同庁舎化

- (1) 内閣府（講堂等）を高層合同庁舎化（容積率500%・高さ65m程度）
- (2) 財務省を高層合同庁舎化  
・現行容積率（500%）の引上げ、歴史的建築物の取扱い等については、東京都・千代田区と協議。

### 3. 大手町は処分（2.4万㎡）

- (1) 気象庁は虎ノ門へ移転（危機管理能力も向上）
- (2) 東京国税局は築地へ移転（納税者の利便は維持）
- (3) 処分の具体的手法は今後検討

### 4. 各種庁舎、会議室、研修所、倉庫

- (1) 有効活用されていないものは廃止（35箇所）  
例：五反田共用会議所（内閣法制局）  
千鳥ヶ淵（三番町共用会議所等）は公園化
- (2) 省庁別を改め、集約化（31箇所）  
例：共同研修所（西ヶ原）、共同倉庫（大井）  
税務署と法務局出張所などの合築（王子）

### 5. 23区外（札幌、仙台、関東、名古屋、大阪、広島、福岡等）の宿舍

- ・有効活用されていないもの、小規模なものは廃止。省庁別を改め集約化。
- ・1,014箇所（約6.1万戸）      377箇所（約4.8万戸）
- ・この結果、309ha（東京ドーム67個分）の跡地を捻出。

### 6. 環境・まちづくり・景観に最大限配慮

- (1) 新庁舎は、最新鋭の環境対応型
- (2) 霞が関は、景観と調和し、品格を備えた中央官庁街に。
- (3) 23区外の宿舍は、地域の活性化にも貢献（＝地方公共団体とも連携）

### 7. 売却収入

「基本方針2006」（庁舎0.5兆円、宿舍1.0兆円）を達成

- ・新庁舎建設は、一般会計負担によらず、土地の売却収入の一部を充てる（特々会計の活用）

### 8. 民間の知見を最大限活用。

### 9. 公正・透明な手続で実施。

(平成19年11月30日 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議)  
宿舎・庁舎の跡地の有効活用の基本方針

## 宿舎・庁舎の跡地（954箇所・382ha）の有効活用のポイント

### 1. 基本的考え方

- 公正かつ透明な手続の下で、財政健全化に貢献することを第一として、早期かつ円滑に跡地の処分を進める。
- 必要に応じ、民間の知見の活用やまちづくりへの配慮により、資産価値の向上、地域経済の活性化など、国や社会全体の活力の向上を図る。

### 2. 類型ごとの処分方針の明確化

#### (1) まちづくり・価値向上型

- ・まちづくりに配慮しつつ、民間の知見を活用することにより、資産価値の向上、地域経済の活性化などを図る必要性が明確である跡地（概ね1ha超で、事務コストを上回る価値向上等が期待できるもの）。

⇒①地区計画等活用型一般競争入札

②二段階一般競争入札

#### (2) 公用・公共用用途型

- ・道路、公園など、公用・公共用用途への活用が要望されており、その必要性等が明確である跡地。

⇒随意契約（必要性等は厳格に審査。）

#### (3) 処分不利・価値向上型

- ・接道の悪い土地など、単独では処分が不利であり、民間の知見を活用することにより、資産価値の向上を図る必要性がある跡地（通常の処分を上回る利益が期待できるもの）。

⇒信託方式

※より一層の民間の知見の活用が可能となる仕組みについても検討。

#### (4) 一般型

- ・上記（1）、（2）及び（3）以外の跡地。

⇒価格競争型一般競争入札

（国有地処分の原則的方法。跡地の大半はこの方式によることが想定。）

## 独立行政法人の資産債務改革について（資料略）

資産債務改革の実行等に関する専門調査会

平成19年11月13日

はじめに

政府は、すべての独立行政法人について、原点に立ち返って見直す独立行政法人改革を進めており、「行政減量・効率化有識者会議」が、当専門調査会を含む関連会議と連携を図りつつ議論を行い、集約・検討した上で、政府として平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することとしている。

当専門調査会は、7月23日に、「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」をとりまとめるとともに、9月25日には、当専門調査会の下に「独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループ」（独法WG）を設置し、資産債務改革の観点から独立行政法人改革に取り組んできた。

今般、これまでの議論を踏まえ、年末の「独立行政法人整理合理化計画」の策定に向けて、独立行政法人の資産保有のあり方について、当専門調査会としての考え方を以下のとおりとりまとめた。

## 1. 基本的考え方と作業の進め方

## (1) 資産保有の基本的考え方

独立行政法人の保有資産の見直しについては、「独立行政法人の整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）において、事務・事業の見直しに応じて不要となった土地・建物等の実物資産は売却し、国庫返納等を行うとともに、保有すべき特段の合理的な理由のない資産は原則として民間に売却し、必要な事業を継続するために必要な場合は民間からの賃貸で対応することを原則とするとされた。

## (2) 各府省の整理合理化案

独立行政法人の資産債務改革を検討するに当たって、まず、8月31日に、独立行政法人の保有する実物資産の名称、所在地、用途等の詳細な調書とともに所管府省から資産の処分の方向性等について、整理合理化案が提出された（この時点で、売却を含め何らかの対応を行うこととした実物資産は後述する別表<sup>1</sup>のA及びBの資産。）。この時点で、例えば、水資源機構の会議所は原則として売却等の処分を行うこと、石油天然ガス・金属鉱物資源機構や鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の宿舍は売却を行うこと、国立印

<sup>1</sup> 現段階までに何らかの方針を打ち出した独立行政法人及び実物資産の一覧

刷局の小田原健康管理センターは業務の移譲又は廃止を行うこと等の方向性が出されている。

### (3) ヒアリングの実施

#### ① ヒアリング対象法人選定の考え方

各独立行政法人の保有する資産について、それを保有すべき特段の合理的な理由のある資産に該当すべきか否かについては、保有を主張する独法側で当該保有すべき特段の合理的な理由につき挙証責任を負うことは当然である。

資産処分の優先順位付けに当たっては、「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」において、4つの観点、すなわち、法定容積率や老朽化等資産の利用度等の観点、売却による地域活性化の可能性等有効利用可能性の多寡の観点、他の独法等が保有する資産と一体処分することにより全体の売却効果が高まる等効果的な処分の観点、売却後に代替資産の利用が予定される場合の経済合理性の観点に沿って行うものとした。

これを踏まえ、当専門調査会独法WGにおいては、都心3区内等地価の高い地域に比較的大きな実物資産を有する法人を中心に12の独立行政法人を選定し、当該実物資産の保有の考え方、保有継続の場合には保有すべき特段の合理的な理由について挙証責任を十分果たしているかどうか、資産処分の計画がある場合においても当該計画が上記資産処分の優先順位付けの4つの観点に照らして合理的かどうか等を検討した。

#### ② ヒアリングの実施

当専門調査会の独法WGは、この2ヶ月弱の短期間に、独立行政法人所管府省からのヒアリングを含む合計6回の会合を開催し、更には事務局を通じて、議論を重ねてきた。

ヒアリングは、議論の透明性を確保する観点から、公開で行った。また、必要と思われる独立行政法人については、2回目のヒアリングを行うなど、各独立行政法人及び所管府省との間で問題意識を共有し、議論を深めることに努めた。

ヒアリングの結果、例えば、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が保有する麻布分室は売却する方針となったほか、勤労者退職金共済機構が保有する退職金機構ビル及び別館については有効利用方策及び機構本部のあり方について検討することになり、また、雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターについては利用実績が改善しなければ廃止も含めそのあり方を見直すことになり、さらには、同機構の職業能力開発大学校については統廃合を含め検討することになった。

### (4) ヒアリング対象外の独立行政法人における作業

ヒアリングを行わなかった独立行政法人についても、ヒアリングで浮かび上がった論点について、すべての独立行政法人及び所管府省に周知し、該当する資産の保有のあり方について再検討を求めた。

再検討の結果、例えば、農林漁業信用基金の宿舍については他の独立行政法人や国との共同利用を検討することになったほか、緑資源機構の杉並区等にある宿舍については処分を検討することとなった。

## 2. 独立行政法人整理合理化計画について

8月31日に提出された整理合理化案と、これに加えて、その後のヒアリングやヒアリング対象外の独立行政法人における再検討により、独立行政法人所管府省が、その所管する独立行政法人の保有する資産について売却を含む何らかの措置を講ずることとしたものは別表<sup>2</sup>のとおりである。

当専門調査会は、資産の類型毎に下記の観点から議論を行った。今後、政府において独立行政法人整理合理化計画を策定するに当たっては、別表の内容を盛り込むとともに、これまでの議論や下記の点を踏まえ、極力、具体的な内容を盛り込むべきと考える。

### (1) 実物資産

#### ① 事務所

現在の場所に立地する業務上の必要性、都心部等にある事務所の都市周辺部または郊外への移転の可能性（資産売却収入、移転整備費用の比較等）、事務所が複数ある場合における再編の可能性等の観点から、そのあり方について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、機会費用（現在地を最有効利用した場合の家賃相当額）を十分認識した上で、再編計画を策定することとし、現在の場所に立地する必要性、都心部等にある事務所の都市周辺部または郊外への移転の可能性、事務所が複数ある場合における再編の可能性、事務所のリースバック等について検討を行っている（都市再生機構、造幣局、国立印刷局）。

他方、業務上の利便性が現状よりも悪化することを理由として従来とおりの事務所の自己保有を主張する独立行政法人もあるが、その場合でも、必ずしも地価の高い都心部等に立地するまでの必然性は認められず、一定程度の利便性を確保した上でもう少し地価の安いところでも事務所利用の目的を達しうる場合がほとんどであると思われる。

以上を踏まえ、造幣局の庁舎及び工場、国立印刷局の庁舎及び工場、日本学生支援機構の市ヶ谷事務所、勤労者退職金共済機構の退職金機構ビル及び別館、科学技術振興機構の東京本部については、現在地に立地することが必要不可欠かどうかについて十分に吟味するとともに、庁舎等の売却・移転、集約化、余剰地の売却、他の隣接庁舎との一体処分等の可能性について、帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の

<sup>2</sup> 別表においては、8月末時点で何らかの方針が打ち出されたもの（A）、8月末時点で何らかの方針が打ち出され、9月以降、さらに何らかの前進があったもの（B）、9月以降、新たに何らかの方針が打ち出されたもの（C）に分類した。

家賃・移転コスト等の比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討すべきである。

## ② 宿舎

稼働率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等の観点から、廃止、集約化について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、機会費用を十分認識した上で、再編、廃止・集約化を行うこととし、利用率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等を踏まえつつ検討を行っている（都市再生機構、造幣局、国立印刷局）。

以上を踏まえ、造幣局及び国立印刷局の職員宿舎、日本学生支援機構の国際交流会館及び職員宿舎、雇用・能力開発機構の職員宿舎について、独立行政法人間の連携による合築を含め、廃止・集約化、余剰地の売却等の可能性について、スケジュールを示して検討すべきである。

## ③ 宿泊施設

稼働率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等、さらには、周辺地域に民間宿泊施設が存在する場合にはそもそも自前で保有する必然性が認められるのかどうか等の観点から、共同保有・共同利用を含め、そのあり方について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、地方機関からの出張者の宿泊等のため、宿泊施設を保有している事例が見受けられるが、その場合でも利用率が低調であったり、老朽化が進んでいる場合があり、また、そもそも周囲に民間宿泊施設が存在するため、自前で保有する必然性が認められない場合もある。

保養所については、廃止・売却する独立行政法人が多く、また、廃止を視野に入れてあり方を検討することとしている独立行政法人もある。

以上を踏まえ、造幣局の庁舎分室については、移転、廃止・集約化等の可能性について、スケジュールを示して検討すべきである。

また、造幣局と国立印刷局の保養所については、廃止を視野に入れて検討すべきである。

## ④ 研修・教育施設

現在の場所に立地する業務上の必要性、都心部等から都市周辺部または郊外への移転の可能性（資産売却収入、移転整備費用の比較等）、稼働率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等、さらには、周辺地域に研修・教育施設が存在する場合や民間施設で代替可能な場合にはそもそも自前で保有する必然性が認められるのかどうか等の観点から、共同保有・共同利用を含め、そのあり方について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、地価の高い都心部等に立地している必然性が認められず、相対的に地価・家賃の安い都市周辺部または郊外でも目的を達せられるので

はないかと思われる場合や民間施設で代替可能な場合もある。

また、施設の配置基準が不明確で、都道府県等の類似施設との関係を含め、施設立地の地域間バランスを欠いていると見られる例もある。

以上を踏まえ、国際協力機構の広尾センター、箱根研修所、国立青少年教育振興機構の青少年交流の家及び青少年自然の家、日本学生支援機構の日本語教育センター、都市再生機構の研修センターについては、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、施設の売却・移転、廃止・集約化、余剰地の売却等の可能性について、帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の家賃・移転コスト等の比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討すべきである。

雇用・能力開発機構の職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等、地域職業訓練センター等については、都道府県等との役割分担を含めた施設配置の見直しによる一層の廃止・集約化について、スケジュールを示して検討すべきである。

#### ⑤ 未利用資産及び事務・事業見直し対象資産

原則、売却の方向で検討を行った。

国立印刷局の大手町敷地については、まちづくりの観点を踏まえて検討すべきである。

#### ⑥ ネーミングライツ

競技場や展示施設等ネーミングライツの売却の対象となりうる資産については、ネーミングライツの売却について検討を行った。その際、企業名の露出効果という観点のみならず施設の維持管理や国土緑化等、企業の社会的責任への対応の場という観点からも検討を行った。

一部の独立行政法人においては、ネーミングライツの売却を行うための検討を行っており、その進展を期待したい。

### (2) 金融資産

独立行政法人が実施している貸付金・割賦債権等の金融債権について、圧縮の方向で見直しを行った。

一部の独立行政法人においては、保有する割賦債権の一部について証券化を実施しているところも見られる。

以上を踏まえ、都市再生機構の証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性を検討する必要がある。

### 3. 成果と課題

#### (1) 資産の有効活用という意識の浸透

今回の取組は、独立行政法人制度が発足して以来、資産債務改革の観点から、独立行政法人の資産保有のあり方について統一的に検討を行った初めての機会であり、ヒアリングを実施した12の独立行政法人について見ても、保有する資産の保有すべき特段の合理的な理由の考え方（特に、現在地に資産を保有することが必要不可欠かどうかの判断、及び帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の家賃・移転コスト等の比較による経済合理性の判断）に濃淡が見られた。この点については、今回の一連の作業を通じて、一定の進展はあったものの、今後さらにこのような考え方の浸透をすべての独立行政法人に対して図っていく必要がある。

#### (2) 今後の不断の見直し

独立行政法人の資産保有のあり方は、その時々における事務・事業のあり方に即応して、(1)の考え方を引き続き持って不断の見直しが行われていくことが必要である。そのため、今回、ヒアリングの対象となった独立行政法人及び所管府省に限らず、全独立行政法人及び所管府省において、独立行政法人が保有する資産全般について、2.の各項において述べた視点から、年度評価や中期目標期間終了時における事務・事業の見直しの機会等を通じて、専門的知見を活用しながら、定期的に検証される必要がある。

その際、庁舎等の立地のあり方についても、漫然と資産を保有し続けることなく、上記(1)で述べた資産の保有すべき特段の合理的な理由の考え方を踏まえた上で、税金を負担する国民の視点に立った真摯な検討が望まれる。

資産を引き続き保有する場合であっても、さらに集約化、共同利用・共同保有、余剰容積率の売却、ネーミングライツの売却、資産価値向上に向けたプロパティ・マネジメントの徹底等について合理的な検討を行う必要がある。

#### (3) 売却収入の国庫返納の仕組みの整備

不要となった土地、建物等の資産については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」に記載されているとおり、当該資産の売却、売却金の国庫返納等を行うべきであるが、国庫返納の仕組みが整備されていない独立行政法人も見られることから、これについては、独立行政法人の共通の課題として、速やかに整備する必要があると考えられる。

平成 1 9 年 1 2 月 2 4 日  
閣 議 決 定

## 独立行政法人整理合理化計画（資料略）

## ・前文

### 1．独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来6年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

### 2．計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、101の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議(以下「有識者会議」という。)を5回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を8月10日に閣議決定した。

8月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9月以降、14回の会議を開催し、49法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会(以下「専門調査会」という。)における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11月27日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

## ・各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

### 1．検討の基本的な考え方

#### (1) 事務・事業の見直し等

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独立行政法人が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進する。

## **(2) 法人の廃止、民営化等**

事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止する。

事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等の事務・事業であって、効率的・機動的な経営の実施が可能となるなど、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものについては、民営化、全額政府出資の特殊会社化を行う。

## **(3) 統合、他機関・地方への移管**

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関・地方への移管を行う（他の主務大臣の所管に係る法人の行う関連業務（研究開発・政策研究業務、病院業務、国際業務など。）を含む。）

## **(4) 非公務員化**

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）第 52 条の規定に基づき、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を行う。

## **2. 各独立行政法人について講ずべき措置**

各独立行政法人について講ずべき措置は、別表のとおりである。

### **・独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置**

#### **1. 独立行政法人の効率化に関する措置**

##### **(1) 随意契約の見直し**

独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。

各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約 1 兆円のうち、約 7 割（0.7 兆円）を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに

引き下げる。

各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。

随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

## (2) 保有資産の見直し

各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。

各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。

各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。

保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

## (3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

#### (4) 給与水準の適正化等

独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。

イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。

ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。

各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。

給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

## 2. 独立行政法人の自律化に関する措置

### (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

#### 業務遂行体制の在り方

ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に

引き続き職務を行わせることが適当でない認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。

- イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。
- ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。
- エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。
- オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。
- カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。

#### **関連法人等との人・資金の流れの在り方**

- ア 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制（長の1/2、役員1/2）は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。
- イ また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。
- ウ 独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。
- エ 各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。
- オ 各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。
- カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

### **管理会計の活用及び情報開示の在り方**

- ア 各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。
- イ 各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
- ウ 総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

### **監事監査等の在り方**

- ア 主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。
- イ 監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。
- ウ 各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。
- エ 各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。
- オ 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。
- カ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

### **外部監査の在り方**

- ア 会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。
- イ 主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。

### 事後評価の在り方

- ア 主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。
- イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。
- ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。
- エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。
- オ 各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。
- カ 現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成 20 年のできるだけ早期に結論を得る。

### 情報開示の在り方

- ア 独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。
- イ 国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。
- ウ 独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。

## (2) 国から独立行政法人への財政支出

国から独立行政法人への財政支出は、3.5 兆円（平成 19 年度当初予算ベース）であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。

## ・その他

### 1．今後の課題

及び で継続検討とされた課題については、原則として1年以内に結論を得るよう努める。

### 2．整理合理化計画の実施

(1) 及び で取り組むこととされた事項について、原則として平成22年度末までに措置する。

(2) 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。

また、全体の取組状況について、関係府省の協力を得て有識者会議によるフォローアップを実施する。

### 3．雇用問題への対処

独立行政法人の廃止（大幅な職員数の削減を伴う事務・事業の廃止を含む。）等に伴う職員の雇用問題について、以下のとおり対処する。

(1) 廃止等を行う独立行政法人における労使協議及び独立行政法人にまたがる労使の団体間における個々の法人の労使の独立性・自立性を尊重した協議を進めること。

(2) 他の独立行政法人（特に同一の主務大臣の所管に係る法人）及び政府関係機関等における受入れ措置等により、横断的な雇用確保に努力すること。

(3) 廃止等を行う独立行政法人の職員の受入れに協力する独立行政法人等について、行政改革推進法に規定する人件費一律削減措置の適用関係を整理すること。

### 4．その他

以上のほか、独立行政法人の整理合理化に関し、会計検査院の決算検査報告、研究開発を担う独立行政法人に係る総合科学技術会議の方針等において指摘等された事項について、引き続き、所要の施策の検討を進める。